

第2回計画策定懇話会後に寄せられた意見等

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
1	保健・医療の推進	<p>国の障害者基本計画にて記載のある、「6:保健・医療の推進」に関して、市が実施している内容があまりないとの事務局説明であったが、新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成など、市で実施しているものがあるので、記載を検討できるのではないかと。</p>
		<p>→ 新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成や、3歳児健康診査で令和4年10月から集団健診で実施している「目の屈折検査」等の、妊産婦・乳幼児等への疾病の早期発見及び早期治療については、関連計画である「健康さくら21」（保健等に関する市の計画）において引き続き推進していきます。</p>
2	アクセシビリティ	<p>4-3-(2)-⑥安心安全な環境整備とあり、2には視覚障害者誘導用ブロックなどの記載もあることから、ここに、耳の不自由な人が公共施設等の利用中の異常事態発生を、他の利用者に遅れることなく知らせるための、緊急文字ディスプレイの設置についても記載し、少しずつでも実施に向かうことを記してほしいと思います。</p>
		<p>公共施設等利用者への異常事態の発生の周知については、ご指摘のディスプレイの設置や、職員による避難誘導等のソフト面の対策を含めて担当部と連携を図りながら、対策を検討していきます。</p> <p>→ バリアフリー新法に基づく移動等の円滑化基準にある「視覚障害者誘導ブロック」や、令和3年の法改正で法基準への適合が義務化された「学校施設のバリアフリー化」について、優先して実施する必要があることから、今回の計画には、公共施設へのディスプレイ設置についての記載はしないこととします。</p>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
3	アクセシビリティ	<p>今次の計画には情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法を踏まえると説明がありましたが、素案にその具体的な記述がありません。</p> <p>中途失聴者の生活支援には要約筆記の利用が必要かつ有効ですが、失聴者が要約筆記を知らないのが現実なのです。</p> <p>まずは要約筆記の啓もうが重要事項と考えています。</p> <p>ただ、今回の素案のどこに含まれるのか分かりません。</p> <p>④希望するくらしの実現か、⑦アクセシブルな行政情報の発信かでしょうか。</p>
		<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の具体的な記述については、</p> <p>⑥安心・安全な環境整備における「緊急通報が困難な方への支援ツールの周知」</p> <p>⑦アクセシブルな行政情報の発信</p> <p>→ ⑩生活を豊かにする活動の推進における「読書バリアフリーに基づくサービス提供」</p> <p>の箇所にて記載をしています。</p> <p>ご指摘の要約筆記の啓もうについては、⑦アクセシブルな行政情報の発信の中で、要約筆記についての記載を追加すると共にホームページ等により、要約筆記の派遣事業についての周知を図ります。</p>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
4	インクルーシブ教育	<p>・(3)-(9)インクルーシブな教育・保育の推進  インクルーシブな学校教育は難聴児にとっても希望を持てる施策なのですが、これまでに私たちが見てきた普通中学校の対応は、必ずしも難聴児への配慮が出来ているとは思えないものでした。学校側の研修をしっかりと行うことが合理的配慮のためにも必須です。  表の3の記述に、そのことを追加してほしいと思います。</p>
		<p>保育園等や小中学校におけるインクルーシブ教育のための環境整備については、難聴児の他にも、肢体不自由や自閉症スペクトラム症など様々な対応が必要となります。  (P36)⑨3に記載の「(インクルーシブ教育・保育のための)環境整備」には、ハード面の対応の他、教員等従事者への対応などのソフト面の充実も含まれますので、学校現場への合理的配慮の提供についての周知も検討していきます。</p> <p>なお、現在、難聴児への施策については、新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成を行い、早期発見・早期療育を推進している他、「難聴児クラス」の設置を順次進めております。</p>
5	全般	<p>Ⅰ 全般的な評価  (1) 本計画策定の前提や現状・課題  ○次期障害者計画等策定に当たっては、その前提となる現行計画の進捗状況と課題、アンケート調査等による障害者の現状認識と課題、国の障害者基本計画との異同、など多面的にかつ詳細な分析等が行われ、説得力に富むものとなっています。  (2) 障害者計画の趣旨に即した包括的な計画  ○障害者計画は、障害福祉課が事務局となることから、従来は当課所管の事項を主なテーマとしたように思われます。しかし、今般は、国の障害者基本計画を踏まえ、佐倉市の他部局の所管に係る事項であっても、障害者全般に関わる事項を極力幅広く取り上げたことから、障害者や市民にとってより身近で関わりの深い計画となっています</p>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
6	全般	<p>2 個別評価項目</p> <p>(1) 国の施策や最近の動静等をよく踏まえた計画の内容となっています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のバリアフリー」の推進</li> <li>○「インクルーシブ教育」の推進</li> <li>○読書バリアフリー計画の策定</li> <li>○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に則した対応</li> </ul> <p>(2) 障害当事者の意向を極力反映して貰っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画の「わかりやすい概要版」の作成</li> <li>○障害当事者団体の位置付け・活動</li> </ul>
7	心のバリアフリー	<p>1 障害理解の促進</p> <p>(1) 心のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「3 小中学校に、障害のある当事者が講師になる等により、障害・・・」に関し</li> <li>・小中学校に限らず、公的機関(市役所、警察、消防、交通機関等)や市民及び企業等に対しても同様の対応が必要と思います。</li> <li>・小中学校への「福祉教育」や市民・企業等への「啓発活動」において、格段の活動の拡充が必要になると思います。</li> </ul>
		<p>①3 の計画書の記載を小中学校に限らず、広い対象となるように修正しました。</p> <p>→ 小中学校を含めた関係者と協議し、心のバリアフリーにつながるための活動を推進します。</p>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
8	成年後見制度	<p>(2) 権利擁護の推進</p> <p>「3 成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援…」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用促進には制度の抜本的改正が必要ですが、民法改正となり時間がかかります。</li> <li>・一方、社会福祉協議会組織が行う「日常生活自立支援事業」は、障害者の「権利擁護」にとって重要な役割を果たし、特に佐倉市は県下でも有数の活動実績を有しており、成年後見制度と並んで障害者の権利擁護の「両輪」と位置付けるべきと考えます。</li> </ul>
		<p>ご指摘のとおり、いずれの制度も権利擁護のための制度ではありますが、次の理由から、本計画には成年後見制度の記載のみとします。</p> <p>(理由①)</p> <p>日常生活自立支援事業は、市が実施主体ではないため事業実施にかかる改善は困難である。</p> <p>(理由②)</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定により、市は成年後見制度の利用促進に関する事業を実施する責務を有する。</p> <p>→ (参考)</p> <p>日常生活自立支援事業は、市町村社会福祉協議会が利用者と契約の上、「福祉サービスの利用申し込みや日常的な金銭管理など」を代行するサービスです。</p> <p>一方、佐倉市では成年後見制度の利用の支援についても、社会福祉協議会に委託しております(成年後見支援センター)。社会福祉協議会では、利用される方の生活課題や意思決定能力などから、いずれの制度が適切であるかを判断しています。</p>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
9	成年後見制度	<p>(2) 権利擁護の推進  「3 成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援…」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「佐倉市市民後見人養成講座」が10年ぶりに復活しましたが、市民による、障害者等の権利擁護活動の有力な担い手を育成・確保する重要な役割を果たし得るものであり、当要請講座の継続実施について計画に盛り込んでいただくことを要望します。</li> </ul>
		<p>成年後見制度の利用促進に関する取組については、「第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(令和6~9年度)」にて、今後の実施について計画しておりますので、本計画には記載しません。</p> <p>→</p>
10	障害者虐待	<p>(2) 権利擁護の推進  「4 障害者虐待の通報義務や、障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組を支援し、虐待の防止及び早期の発見に努め…」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待者の大半が「保護者」である実情にあり、当事者団体としても大いに関心と責任を感じているところです。虐待する保護者は、地域社会において「孤立」している場合が多く、当事者団体を含め「障害者福祉のネットワーク」にいかに関わるようにできるかが課題だと思います。</li> <li>・このため、当事者団体として、さらに組織活動を見直す等する必要があると考えています。</li> <li>・また、後記の「相談支援の充実」に登場する「地域福祉コーディネーター」が「地域福祉のネットワーク」に関わるようにする上で、大きな役割が果たせると思います。</li> <li>・さらには、困った人がいれば、近隣等の住民・市民が近しく声を掛けるといった地域の繋がりをもてるような「まちづくり」を中長期的に指向することが不可欠になると思います。</li> </ul>
		<p>障害者虐待の防止のためには、市民への周知と、障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組の両輪が必要であると考えます。障害者総合支援協議会の啓発・権利擁護部会における取組と共に、市民への周知を引き続き実施していきます。</p> <p>→</p>



No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
11	相談支援	<p>2 日々の暮らしの支援・充実 (3)相談支援の充実 「1～4」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アンケート調査」結果を拝見すると、佐倉市においても深刻な悩みを抱える障害者・家族が、私が考えていた以上にはるかに多く、中には自殺に言及する障害者も少なからず存在する実情にあることに驚きました。</li> <li>・一方、市役所はじめ相談支援事業所などの相談支援の窓口は相当に充実してきていると思いますが、残念ながらそれら窓口等への相談には結びつかない場合が多く、また、当事者団体も懸命に呼び掛けているつもりですが、反応・反響が乏しい状況にあり、「福祉のネットワーク」に繋がらない嫌いがあります。</li> </ul>
		<p>相談に結びつかないケースへの今後の対応としては、各相談機関間の → ネットワークを充実し、専門的な相談支援につなげるという方針の下、取り組んでいきます。</p>
12	障害福祉サービスの充実	<p>2 日々の暮らしの支援・充実 (5)障害福祉サービスの充実 「2 サービス提供体制を確保と、市民のニーズに合ったサービス・・・」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉サービスの充実」を図るに当たっては、人材不足が特に深刻化している福祉業界においては「福祉人材の確保」についての対応が不可欠になると思います。</li> <li>・中長期的には「福祉教育」を通じて将来の福祉人材の確保に繋がるようにするなり、佐倉市には佐倉西高(福祉コース専攻)や順天堂大学(スポーツ健康学部)などのような福祉に関わりの深い組織もありますので、これらとの連携を深める等して、地域福祉に対する理解と魅力をもって貰うようにできたらと思います。</li> <li>・さらに敷衍すれば、佐倉市において福祉職を尊び、共に支え合う等の風土・まちづくりを指向することができないかと期待します。</li> <li>・なお、障害者の兄弟姉妹に福祉事業従事者が少なくなく、これは、身近に障害者や福祉職に理解等を持って貰っていることによると思われ、市民が福祉の職業を身近に感じられるようにすることが有益と思われれます。</li> </ul>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
		<p>P3I⑤2 サービス提供体制を確保するためには、人材確保と人材育成の取組が重要であると考えます。人材確保については国による処遇改善等の対策が講じられるものと認識していますが、ご提案のあった学生に興味を持ってもらうための障害理解促進の取組など、⑤2の中で市として人材確保に寄与する取組を研究します。</p>
13	安心・安全な環境整備	<p>2 日々の暮らしの支援・充実 (6) 安心・安全な環境整備 「1 避難行動要支援者名簿の有効活用や、個別避難計画の策定…」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの事項は大変大切と思います。</li> <li>・しかし、避難所の実情を知るにつけ、災害時において知的障害者等が大規模な避難所で集団生活を送ることはまず不可能と思います。</li> <li>・聞くところによれば、わが国における避難所の整備は立ち遅れが著しく、欧米において災害発生時に最優先に確保することとしては、①家族単位の居住空間(テント)、②(同)トイレ、③温かい食事の提供、だそうです。</li> <li>③の食事の提供は、被災した当該自治体ではなく、被災していない近隣の市町村の役目とされているようです。</li> <li>・こうした施設が整備されれば、障害者も安心して避難できると思いますので、国の施策に関するところが大きいとは思いますが、国への要望に繋がるものとしてうまく計画に取組めれば幸いです。</li> <li>・なお、障害者にとって安心・安全に繋がる災害対策も、詰まるところ、前述の通り、当事者とボランティア・市民の参加による地域づくり・まちづくりに帰結していくように思います。</li> </ul>
		<p>障害福祉アンケートの結果からも、「避難所の生活環境に不安がある」との多くの回答がありました。</p> <p>→ 現在、避難所での生活が困難な方は、避難所内に設置される福祉避難室(より居住性が高い部屋)を優先的に提供します。福祉避難室での対応が難しい場合は、福祉避難所の利用を調整することとなります。</p>



No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
14	アクセシビリティ	<p>(7) アクセシブルな行政情報の発信  「1 窓口サービスのアクセシビリティの向上を進め…」に関し  ・「情報アクセスピリティ法」制定の趣旨等を踏まえた積極的な対応について高く評価します。</p> <p>「4 本計画の「わかりやすい概要版」を作成…」に関し  ・障害者計画は、市民に広く馴染んでもらえるようにすることが大切であり、「概要版」の作成を織り込んでいただいたことを高く評価します。</p> <p>「1～4」に関し  ・情報技術革新・DX化が急激に進展する中で、行政情報に限らず、情報のアクセシビリティ向上の余地・可能性は飛躍的に高まると期待できると思います。</p>
15	就労・雇用	<p>3 社会参加の促進と自立支援  (8) 就労・雇用の促進  「1 受注機会の拡大を推進し…」 「2 事業所表彰を行い…」に関し  ・「農福連携」の推進は、国も千葉県も相当力をいれている施策であり、また、佐倉市はもともと農業基盤に恵まれた地域であると思われますので、障害者の就労部・雇用の促進は商工振興課マターに留まらず、農政課や農業会議所マターとしても積極的にエントリーして貰いたいと思います。</p> <p>→ P35:⑧2について  障害者雇用の周知と拡大のための取組は、事業所表彰に限られない事から、計画書の記載を「障害者雇用に積極的な事業所の表彰を行う等により、障害者雇用の周知と促進を図ります。」に変更しました。</p>

No	分類	(委員からの意見等)
		→ (事務局回答)
16	インクルーシブ教育	<p>(9) インクルーシブな教育・保育の推進</p> <p>「1 ……医療的ケア児の受け入れ体制……」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策に呼応し、真正面から取り組むことを高く評価します。こうした困難事例に真摯に取り組むことで、障害者施策の底上げが大いに期待できます。</li> </ul> <p>「3 保育所等や小中学校における合理的配慮の提供により、障害の有無に関わらず、共に教育を受けられる環境を整備……」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害の有無に関わらず」とありますが、この表現は「障害があってもなくてもどうでもいい」と響き兼ねず、「障害者が共に教育を……」などとすべきではないでしょうか。</li> <li>・また、国連障害者権利条約の「総括所見」において「インクルーシブ教育」は、「勧告」よりも強い要求の「要請」とされており、今後国においても本格的な対応が迫られていると思います。</li> <li>・そして、この趣旨は、学校や地域において積極的に「交流」を促すことを求められていることにあります。このため、地域社会において学ぶ場に限らず、あらゆる活動等の場において、「場の分離」ではなく「場の統合」を進めていくことが重要になります。</li> <li>・さらに、こうした観点からすれば、「インクルーシブ教育」の概念を超え、「インクルーシブ社会」(or地域包括社会、地域共生社会)を目指す含みを持たせられないかと期待します。</li> </ul>
		<p>P36:⑨3について</p> <p>「障害の有無に関わらず……」の表記を次のように改めました。</p> <p>「障害児が可能な限り共に教育・保育を受けることのできる環境を整備します。」</p> <p>→</p> <p>本計画の基本理念は、「共生社会の実現」とも言い換えることができる内容であり、目指すべき社会は含まれていると考えます。</p>
17	生活を豊かにする活動	<p>(10) 生活を豊かにする活動の推進</p> <p>「1 読書バリアフリー法の趣旨に基づき……」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「読書バリアフリー法」の制定を踏まえ、市町村として努力義務の同計画の策定にいち早く着手したことを高く評価します。</li> </ul> <p>「3 市内障害者団体の周知に努め、その活動を支援します」に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画中に「当事者団体」を取り上げたことを評価するとともに、当事者団体として、行政とともにボランティア・市民の支援を得て、まちづくりの協働者になりたいと考えます。</li> </ul>